

# 医療機関等の受診には マイナンバーカード!

顔認証つきカードリーダー等の医療機関・薬局への導入が  
**原則義務化**されました。医療機関等への受診は、  
ぜひマイナンバーカードをご利用ください。



マイナンバーカードは  
診療や処方箋の受け取りに  
便利です。



初めての病院でも、特定健診情報や  
診療・薬剤情報が**医師と共有**できる



マイナポータルで医療費通知情報を入  
手でき、**医療費控除が簡単に**

令和5年4月から

より多くの医療機関等で  
マイナンバーカードでの受診が可能に

このステッカーを貼っている  
医療機関・薬局で利用可能です!



厚生労働省  
ホームページ

令和6年秋から

健康保険証が廃止となり、  
マイナンバーカードでの受診が基本に



## マイナンバーカードで受診するメリット

### 安心 よりよい医療が受けられる!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。  
※本人が同意した場合のみ。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少。  
※本人が同意した場合のみ。
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。

### 便利 各種手続きも便利・簡単に!

- マイナポータルで医療費通知情報入手でき医療費控除の確定申告が簡単。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。  
※新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要です。
- 高齢受給者証の持参もなくなります。

令和5年4月～12月の特例

### 医療費の加算

|             | 初診  | 再診  | 調剤  |
|-------------|-----|-----|-----|
| マイナンバーカード利用 | 20円 | 0円  | 10円 |
| 従来の保険証利用    | 60円 | 20円 | 40円 |

※患者負担は上記金額の2割または3割。加算があるのは同一医療機関において月に1回、調剤は6ヵ月に1回。



## マイナンバーカードでの医療機関・薬局の受付方法



**マイナンバーカードは毎回受診時に持参して受付します！**

あっという間に受付完了！



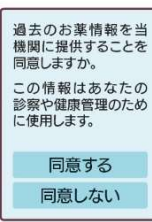
カードを預けないから安心



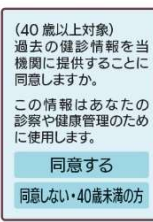
▲顔認証



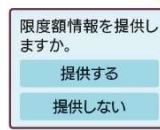
▲暗証番号確認



▲薬剤情報



▲特定健診情報



▲限度額情報

**1** 顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く。

**2** カードリーダーのカメラで顔認証または暗証番号を入力して、本人確認。

**3** 「薬剤情報の閲覧」「特定健診情報の閲覧」の同意確認。

**4** 「限度額情報の閲覧」の同意確認。

## マイナンバーカードで受診するための準備

### 1 マイナンバーカードがない方はマイナンバーカードを取得

申請 ※以下から選択



受け取り

- ① ハガキが届く
- ② 受け取りに行く



詳しくはこちら



マイナンバーカード総合サイト

2へ

### 2 マイナンバーカードがある方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択

医療機関で

- ☑ 医療機関・薬局の顔認証つきカードリーダーから申し込めます



スマホから

- ☑ 下記3つを準備

マイナポータル

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ③ アプリ「マイナポータル」のインストール



iPhone

Android

- STEP1 「マイナポータル」を起動する。
- STEP2 「申し込む」をタップする。
- STEP3 利用規約等に同意する。
- STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



セブン銀行ATMで

- ☑ 必要なものはマイナンバーカードのみ！

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証利用の申込み



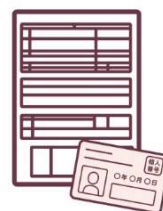
従業員の皆さまへ  
のお願い

## 事業主からマイナンバーを求められた方は事業主に提出を

健康保険法施行規則により、事業主が資格取得の届出を行うために必要があるときは、被保険者に対し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項に係る事実を確認することができるものと規定されております。従業員の皆さまは、事業主からマイナンバーの提出を求められた場合には、すみやかにこれに応じてください。

また、マイナンバーが不明であるなど提出できない場合は、届出には、住民票の漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所が必要です。いずれも、事業主へ提出できない場合には、健保組合において加入者登録ができないため、医療機関の窓口でオンライン資格確認ができない場合があります。

※任意継続被保険者の方は、健保組合へ直接届け出てください。



マイナンバーカードの  
健康保険証利用について

厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)



マイナンバーカードの  
メリットと安全性

デジタル庁

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/pros-and-safety/>

